

東京都立目黒高等学校

パン・おにぎり及び牛乳・乳製品等の自動販売機設置事業者募集要項

- 1 目的 東京都立目黒高等学校生徒の福利厚生及び生活安全指導のため
- 2 設置場所 東京都立目黒高等学校 本校舎棟1階 経営企画室前
(東京都目黒区祐天寺 2-7-15)
- 3 設置台数 1台ないし2台
- 4 設置の形態 東京都教育財産管理規則第15条第1項第4号の規定による「教育財産の使用許可」により行う。
- 5 設置期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- 6 応募資格
- (1) 同一業種の営業経験年数が5年以上あり、使用許可の全期間において営業を維持できること。
 - (2) 資産状態が良好であること
 - (3) 過去3年間の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
 - (4) 東京都内に所在し、契約締結権限を有する本店、支店又は営業所であること
 - (5) 申請日以前の3年間に、自動販売機による営業販売に関し、所管行政庁から食品衛生法（昭和22年法律第233号）または食品製造業等取締条例（東京都条例）の規定に基づき、営業許可の取消し、営業の禁止、又は食品衛生上の危害を除去するための必要措置命令の行政処分を受けていないこと
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げるものに該当しないこと
 - (7) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）第5条に基づく排除措置期間中に該当しないこと
- 7 設置経費
- (1) 使用料
市価より低廉な価格で販売するために自動販売機を設置する場合は、東京都行政財産使用料条例第5条第4号の規定に基づき、建物の使用料は免除するものとする。
 - (2) 光熱水費
電気料金・水道料金等建物の使用に伴う経費は使用者の負担とし、校長と使用者との間で協定書を作成する。
なお、光熱水費の計算については、昭和45年2月18日付45教総 経第23号「行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の計算方法について」の通知中、「別冊A」を適用する。電気料金の算出については、使用者の設置する子メーターの指針をもとに算出する。
 - (3) 自動販売機の設置費用
電源のコンセントから自動販売機までの配線及び子メーターの設置等、設置に必要な経費を負担すること。
- 8 応募方法
- (1) 応募資格要件を満たしていることがわかる次の書面
- ① 申立書
 - ・自動販売機の機種が、飲食物の提供である場合に提出させるものとし、申請日以前の3年間に、自動販売機による営業販売に関し、所管行政庁から食品衛生法（昭和22年法律第233号）または食品製造業等取締条例（東京都条例）の規定に基づき、営業許可の取消し、営業の禁止、又は食品衛生上の危害を除去するための必要措置命令の行政処分を受けたことがないことの申立書
 - ④ 印鑑証明書（原本）

- ⑤ 登記簿謄本（原本）
 - ・現に効力を有する部分のみ
 - ⑥ 納税証明書（原本）
 - ・申請時を基準として直前1か年の営業年度分
 - ・法人の場合は、法人税及び法人事業税の証明書（いずれも確定申告分）
 - ・個人の場合は、所得税及び個人事業税の課税証明書
 - ⑦ 財務諸表
 - ・申請時を基準として直前2か年の営業年度分
 - ・法人の場合は、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書
 - ・個人の場合は、収支計算書及び営業用純資本計算書
 - ⑧ 経歴書
- (2) 販売品目及び価格の一覧表
 - ・様式2-2の要件を満たしているものであること
- (3) 設置を予定している自動販売機の主たる仕様、消費電力を記載した書類またはカタログなど
 - ・利用可能な電子マネー、ICカードの種類が分かるもの
- (4) 障害等発生時の対応書
- (5) その他、自動販売機設置にあたりセールスポイントなどがあれば書類の提出を受付ける（任意 様式A4サイズ2ページ程度まで）。
- 9 自動販売機設置決定後に必要な書類
- (1) 食品販売に係る届出書
 - ・食品を自動販売機で販売することについて所轄保健所が受理した届出書（原本）の提示及びその写し
- (2) 乳類販売に係る届出書
 - ・乳類販売を自動販売機で販売することについて所轄保健所が受理した届出書（原本）の提示及びその写し
- (3) 使用許可申請に必要な書類
 - ・詳細は設置事業者として決定次第、追って連絡
- 10 選考方法 提出された応募書類の内容について審査を行い、最も評価の高い事業者を選定する。
なお、提出書類は返却しない。
- 11 使用許可及び取消
- (1) 使用許可を決定した際は、「東京都教育財産使用許可書」（様式4-2）を使用者に交付する。
- (2) 教育委員会及び学校長が必要と認める場合、又は、使用許可の条件に反した場合は、使用許可を取り消す。
- 12 環境配慮 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は、利用する場合は次の事項を遵守すること。
- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (3) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し又は提出すること。
- (4) 車両を駐車する場合は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき、アイドリング・ストップを遵守すること。
- 13 応募方法 申請書類を募集受付期間内に郵送または持参すること
- (1) 募集受付期間 令和7年1月22日（月）から令和8年1月23日（金）17時必着
- (2) 受付場所 〒153-0052 目黒区祐天寺2-7-15 都立目黒高等学校 経営企画室
- 14 その他 その他詳細は「特記仕様書」を参照のこと